FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2020年4月16日
No. 179

4月15日

36協定締結！

締結期間:2020年5月1日~2021年4月30日まで

ＪＲ東労組大宮地本は、大地申第１７号「労働基準法第３６条第１項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ、について４月１５日に議事録を締結し調印しました。

特徴点は『年間 330 時間の上限の事前協議』が増加し現場管理者の負担が増大しています。またダイヤ改正後、輸送体系の変化からダイヤ乱れが連日発生し時間外労働が管理・一般ともに増加しています。

今交渉では、職場での問題点を議論し、時間外労働・休日労働は最小限にしていくことを共通認識として、適切な労働時間管理と健康面の管理を行っていくことを確認しました。

■大宮地本と大宮支社の締結箇所

- 宇都宮運転所
- 宇都宮車掌区
- 小金井運転区
- 大宮運転区
- 川越車両センター
- さいたま運転区
- さいたま車両センター

交渉内容(要旨)は地本FAXニュースNo.173~No.177を参照して下さい

労使交渉内容を職場で議論し、検証行動を全組合員で取り組もう!